

## 教育厚生委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成24年1月17日(火)

2 出席委員(9名)

委員長 望月 勝

副委員長 塩澤 浩

委員 皆川 巖 棚本 邦由 山田 一功 丹澤 和平 永井 学  
飯島 修 安本 美紀

欠席委員 なし

地元議員 (甲府市) 臼井 成夫 議員 仁ノ平尚子 議員 樋口 雄一 議員  
土橋 亨 議員  
(南巨摩郡) 望月 利樹 議員

3 調査先及び調査内容

### (1)【新県立図書館】

○調査内容(主な質疑)

問) 駐車場で152台とあるが、暫定の駐車場となっている。凍結されている高度情報化拠点建設された場合、両方の施設の駐車場を作ると思われるが、図書館分の152台を確保できるのか。

答) 図書館として152台分あれば、おおむね足りていると考えるが、高度情報化拠点整備事業で入居する企業の方もあわせると、不足することも十分考えられる。その際には、新たに入居する企業に必要な分、図書館として必要な分を精査し、不足する分については土地の有効活用を図るなど、詳細に検討していきたい。

問) 以前から言っているが、場当たりの対応ではなく、今から不足した場合を想定して考えておくべきではないか。

答) 委員ご指摘のとおりだと考える。入居企業が決まっていない段階であるため、詳細な検討は出来ないが、将来的なことも考え、高度情報化拠点整備事業を所管する部局とも意見を交わしていきたい。

問) 駅前の一等地であるため、もっと、土地を有効に利用した高層の建物ができると思っていた。あえて低層の建物を採用したなら、その時になぜ、地下駐車場などを検討しなかったのか。将来的にもっと高層の建物を建設しなかったことに対して、批判が出てくると思うので、理由を考えておくべきだ。なぜ、もっと高層の建物を建設しなかったのか。

答) 図書館の整備については、平成 19 年、20 年に整備検討委員会において施設整備の議論をいただいた。その中で面積は 1 万平方メートル程度にしようとの議論をいただいた。

意見) 隣の YBS は 8 階建てである。また、将来は近隣でも高層の建物が建設されると思われる。そのような中で、面積が 1 万平方メートルだからとの理由で低層の建物を採用したのでは、土地の有効活用になっていない。今後のこともあるので、よく準備して、検討して進めてもらいたい。



※説明・質疑の後、新県立図書館建設現場の視察を行った。

## (2)【障害者支援施設 かじか寮】

○調査内容（主な質疑）

問) 就労継続支援施設 A 型と B 型の違いを教えてください。

答) A 型の方がより一般就労に近く雇用契約を締結する。B 型は A 型に比べると福祉的雇用の面が強い。

問) A 型と B 型との賃金はどのくらい違うのか。

答) 福祉的雇用での平均賃金は昨年度で月額 1 万 4 千円程度であるが、詳細な資料を持ち合わせていないため、後ほど回答させていただく。

問) A 型と B 型では、どちらが賃金は高いのか。

答) 一般的には A 型の方が一般就労に近いので、金額的には A 型の方が多いと思われる。

問) 月額で 1 万 4 千円？ 安いんですね。

答) 施設によって様々である。この施設は県でも高い方だと思うが、1 日単価 1,100 円が最低であり、忙しく働いている。発達障害の方は、作業が困難な場合もあるが、その場合も来てもらっている。能力的に優れている方は、最高月額 8 万円となっている。

問) パンの製造以外に農作業も行っているとのことだが、農作業をする場合は、農地を借りているのか。施設内にあるのか。

答) 施設にも農地はあるが、近隣の農地を借りたり、職員の農地を借りて行っている。町内や南アルプス市など可能な場所で行っている。

問) 福祉工場というのが山梨県にはありますか。

答) 福祉工場は北巨摩方面にあるが、詳細な名前までは承知していない。

問) 福祉工場と就労継続支援施設との違いは何か。

答) 平成 18 年に障害者自立支援法ができ、就労支援などを体系的にできるようになった。それまでの授産施設に比べて、障害の特性、程度に合わせた支援を行えるよう、いくつかのパターンに分かれて就労支援を行い、法定給付としても制度化された。

一方、その前からある福祉工場についても、基本的には新しい法体系の中に組み込まれる形で制度的整備がされている。

問) 入居者の地域への移行を図ったとの説明があったが、地域の人しか利用できなくなったということか。

答) 利用にあたっては、他県の方でも希望があれば利用できる。また、県の障害者相談所に申し込みがあった場合は、施設に名前が届くことになっている。

逆に、施設に空きが出た場合は、相談所の方に申し込みがないかを聞くこともある。

問) 地域移行を図ったというのは、どういうことか。

答) 施設の移行にあたって、定員が減少したが、その前から家族と暮らしたいとか、今までが身体障害者療護施設であったので、いろいろなことができない人の集まりであった中でも、自立度の高い人たちにグループホームやケアホームを紹介したところ、本人もそちらを利用したいと希望された。南アルプス市にグループホームやケアホームが新しくできたこともあり、そちらを利用することとなった。

問) 補助金の繰越だが、繰越した理由は、補助金の申請段階で安全面や衛生面での検証の必要性が生じたためか。

答) 設計に入ろうとした時に、建築主事から建築確認をとるためには、回りの施設を含めて検証をしたほうが良いとの指摘があった。ずいぶん古い建物もあるため、建築基準法をクリアするのに時間がかかった。補助金の採択の後にこのような問題が発生したため、やむを得ず繰越を行うこととなった。

問) 福祉施設に限ることではないが、特に福祉施設では、安全性は第一の問題だと思う。補助金の申請段階でかなり古い建物もあることは分かっているので、建築確認で建築基準法の問題が発生することは想定できなかったのか。

答) これ程古い建物があるケースは稀だと思われるが、結果として補助金の採択を経て、設計段階でこの問題に気づいた。今回のケースを教訓として、2度とこのような事態が発生しないように、今後はキッチリとした対応をとるようにしたい。

意見) 安全性は何より大切なことである。ぜひ、今回のケースを教訓としていただきたい。



※説明・質疑の後、施設内の視察を行った。

以上